



財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市民生委員児童委員協議会補助金

【静岡市民生委員児童委員協議会】

②静岡市土地改良事業等補助金（土地改良区事務事業）

【清水農業協同組合】

監査期間 令和7年8月20日～令和8年1月8日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、1件の指摘事項がありました。

●指摘事項

・補助対象経費の計上誤りについて（静岡市民生委員児童委員協議会補助金）

補助金交付要綱の規定では、この補助金の補助対象経費として、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料・賃借料などが定められています。しかし、補助対象経費の計上について、次のとおり誤りがありました。

- ① 広報啓発委員会をはじめ、四つの委員会の活動費として合計12万円が消耗品費として計上されていましたが、実際の使途が把握できていませんでした。
- ② 補助対象となるのは、全国民生委員児童委員連合会などの外部団体が実施する研修会などへの参加費用でしたが、静岡市民生委員児童委員協議会が実施した大会での印刷製本費が補助対象経費として計上されました。
- ③ 旅費について確認したところ、補助対象外経費である食糧費や交際費に区分すべき飲食を伴う情報交換会への参加費や夕食代が、補助対象経費に含まれていました。